

ひびき

教育目標：「なかよく かしこく たくましく」
～ 夢と自信と思いやり ～
多治見市立共栄小学校 R4. 11. 1

一人一人すべての子が笑顔でいるために

多治見市は、毎年11月20日を「たじみ子ども権利の日」と定めています。この日を節目に子どもたちは、「いじめ」について考えます。

次の文は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の一部です。

第二条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律によって、いじめをする行為が法的に禁止となり、子どもをいじめから守ることが義務付けられました。同時に、いじめをすることも法的に処罰されるということも、子どもたちに理解させていかなければなりません。上記の定義のとおり、加害的行為をした子どもが「ほんの遊びだった」「そんなつもりはなかった」と言ったとしても、いじめの対象となった子どもが、心身の苦痛を感じれば、その行為は「いじめ」であり、処罰の対象となります。



学校から、子ども同士のトラブルのことで、ご家庭に電話があったとき、どのような対応をされますか。頭ごなしに叱るのではなく、「『相手の気持ちを汲んで思いやる心』を育てるチャンス」と受け止めていただけることを願っています。子どもたちは、友だち関係づくりにおいて、相手の気持ちを察する力はまだまだ未熟です。それだけにトラブルが多々発生します。そんなときこそ、「こういうことをすると、その子はどんな気持ちになると思う？」「あなたが、もし同じことをされたらどんな気持ちになる？」という問いかけで、相手の気持ちを想像し、汲むという体験を多く積み重ねてあげてください。学力と同様に、その繰り返しによって、『相手の気持ちを汲んで思いやる心』はどんどん育っていきます。その心の成長によって、良好な友だち関係をつくる力が備わっていきます。